

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件 総括表

案 件	件 数	備 考
<p>1. 予 算 案</p> <p>4</p> <p>2. 条 例 案</p> <p>9</p> <p>制 定</p> <p>1</p> <p>一部改正</p> <p>8</p> <p>3. そ の 他</p> <p>11</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の締結 5 ・ 定款の変更 2 ・ 規約の制定に関する協議 1 ・ 和解 1 ・ 調停 2 <p>)</p>		
<p>計</p>	<p>24</p>	
<p>報 告</p> <p>4</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の報告 2 ・ 健全化判断比率 1 ・ 資金不足比率 1 <p>)</p> <p>決算認定について</p> <p>1</p> <p>(</p> <p>一般会計及び23特別会計</p> <p>)</p>		

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (予算案)

議案番号	案 件 名	備 考								
議案第1号	平成20年度千葉県一般会計補正予算(第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,440,660</td> <td>26,915</td> <td>1,467,575</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	1,440,660	26,915	1,467,575	補正額 26,915 百万円		
現計予算額	補正額	補正後								
1,440,660	26,915	1,467,575								
議案第2号	平成20年度千葉県特別会計母子寡婦福祉資金補正予算(第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480</td> <td>70</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	480	70	550	補正額 70 百万円		
現計予算額	補正額	補正後								
480	70	550								
議案第3号	平成20年度千葉県特別会計中小企業振興融資資金補正予算(第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>180,001</td> <td>40,000</td> <td>220,001</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	180,001	40,000	220,001	補正額 40,000 百万円		
現計予算額	補正額	補正後								
180,001	40,000	220,001								
議案第4号	平成20年度千葉県特別会計土地造成整備事業会計補正予算(第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益の収支</td> <td>23,655</td> <td>13,186</td> <td>36,841</td> </tr> </tbody> </table>		現計予算額	補正額	補正後	収益の収支	23,655	13,186	36,841	補正額 13,186 百万円
	現計予算額	補正額	補正後							
収益の収支	23,655	13,186	36,841							

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第5号	<p>千葉県医師修学資金貸付条例の制定について</p> <p>《目 的》</p> <p>県内の大学に在学中の医学部生に対し、修学に要する資金を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、本県における安定的な医療の提供体制の整備を図るもの</p> <p>《概 要》</p> <p>1. 対象者 県内の大学に在学中の医学部生であり、将来、県内の医療機関に医師として勤務しようとする者</p> <p>2. 貸付金額 月額20万円(無利子)</p> <p>3. 貸付期間 正規の修業期間を経過するまでの期間(原則6年間)</p> <p>4. 返還の免除 以下の(1)及び(2)に該当する場合には、修学資金の返還を免除する (1) 正規の修業期間の経過後、原則1年3ヶ月以内に医師の免許を取得すること (2) 貸付期間の1.5倍に4年を加えた期間内に、知事が指定する県内の医療機関において、貸付期間の1.5倍の期間、医師の業務に従事すること</p> <p>5. 失 効 この条例は、平成30年3月31日限りで効力を失う</p>	修学資金貸付制度の創設

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第6号	<p>特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方自治法の一部改正（平成20年6月18日公布）に伴い、次の関係条例について、議員の報酬の名称を「議員報酬」に改めるとともに、引用条項の移動による規定の整備を行うもの</p> <p>《関係条例》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 2. 千葉県特別職報酬等審議会条例 3. 議会の議員の報酬の特例に関する条例 	法律の改正に伴う規定の整備

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第7号	<p>職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>独立行政法人国際協力機構法の一部改正（平成18年11月15日公布）に伴い、引用する条項に移動があったため、規定の整備を行うもの</p> <p>(改正前) (改正後)</p> <p>第13条第1項第3号 ⇒ 第13条第1項第4号</p>	法律の改正に伴う規定の整備

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第8号	<p>千葉県県税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方税法の一部改正（平成20年4月30日公布）に伴い、所得税の控除対象となる寄附金のうち、条例で定める寄附金について、新たに個人住民税の控除対象となったことから、当該寄附金の指定を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>個人県民税の寄附金控除の対象として、次の寄附金を指定する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財務大臣が指定する寄附金又は特定公益増進法人に対する寄附金のうち、次に掲げるものに対する寄附金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体 (2) 上記(1)のほか、県内に学校等の校舎その他の規則で定める施設を有する法人又は県内で社会福祉事業を営む法人 2. 県が所管する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 3. 県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄附金 	<p>地方税法の改正に伴う条例の改正</p>

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第9号	<p>千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>医療法の一部改正（平成18年6月2日公布）に伴い、医療法に基づく次の事務を新たに千葉市へ移譲するもの</p> <p>《移譲する事務》</p> <p>医療法人の解散及び清算に関し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所からの求めに応じ、意見を述べる事務 2. 裁判所からの嘱託を受け、調査を行う事務 3. 裁判所に対し、意見を述べる事務 	<p>知事の権限に属する事務の千葉市への移譲</p>

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考																		
議案第10号	<p>使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>保健師助産師看護師法の一部改正(平成18年6月21日公布)に伴い、行政処分を受けた准看護師の再教育研修制度が創設されたことから、当該事務に係る次の手数料を新設するもの</p> <table border="1" data-bbox="352 510 1150 902"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="352 510 930 562">名 称</th> <th data-bbox="930 510 1150 562">金額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 562 571 631">准看護師再教育 研修手数料</td> <td data-bbox="571 562 930 631">戒告処分を受けた者</td> <td data-bbox="930 562 1150 631">45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="571 631 930 701">戒告以外の処分を受けた者</td> <td data-bbox="930 631 1150 701">76,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="352 701 930 770">准看護師再教育研修修了登録手数料</td> <td data-bbox="930 701 1150 770">5,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="352 770 930 840">再教育研修修了登録証書換え交付手数料</td> <td data-bbox="930 770 1150 840">3,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="352 840 930 902">再教育研修修了登録証再交付手数料</td> <td data-bbox="930 840 1150 902">4,100円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		金額(1件につき)	准看護師再教育 研修手数料	戒告処分を受けた者	45,000円		戒告以外の処分を受けた者	76,000円	准看護師再教育研修修了登録手数料		5,600円	再教育研修修了登録証書換え交付手数料		3,400円	再教育研修修了登録証再交付手数料		4,100円	手数料の新設
名 称		金額(1件につき)																		
准看護師再教育 研修手数料	戒告処分を受けた者	45,000円																		
	戒告以外の処分を受けた者	76,000円																		
准看護師再教育研修修了登録手数料		5,600円																		
再教育研修修了登録証書換え交付手数料		3,400円																		
再教育研修修了登録証再交付手数料		4,100円																		

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第11号	<p>食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>消費者の健康被害等について早期に探知し、被害拡大防止対策を速やかに講じるため、食品業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準について、改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 食品業者は、次に掲げる情報を速やかに知事に報告しなければならないこととする</p> <p>(1) 製造、輸入、又は加工した食品等に関する消費者の健康被害に関する情報</p> <p>(2) 食品衛生法に違反する食品等に関する情報</p> <p>2. 販売食品等の安全性に関する情報を消費者に対して提供する努力義務の適用範囲を、許可を要する営業からすべての営業に対して拡大する</p>	<p>食品業者が公衆衛生上講ずべき措置基準の改正</p>

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第12号	<p>特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>特定非営利活動促進法の一部改正（平成18年6月2日公布）に伴い、改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 社員総会に出席しない社員の表決方法について、書面に代わる電磁的方法による表決方法を定める</p> <p>(1) 社員が電子メールを法人に送信する方法</p> <p>(2) 社員が法人のホームページに書き込む方法</p> <p>(3) 社員が磁気ディスク等を法人に交付する方法</p> <p>2. 引用する条項に改正があったため、規定の整備を行う</p>	法律の改正に伴う規定の整備
議案第13号	<p>千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><small>みやこ</small> 都 県営住宅について、老朽化に伴い廃止するため、別表から削除するもの</p>	県営住宅の廃止に伴う条例の改正

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第14号	<p>契約の締結について</p> <p>1. 契約事項 千葉県東葛飾合同庁舎建築改修工事請負</p> <p>2. 契約の相手方 千葉県美浜区ひび野1丁目4番3 新日本建設株式会社 代表取締役 金 網 一 男</p> <p>3. 契約金額 5億7,960万円</p>	

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第15号	<p>契約の締結について</p> <p>1. 契約事項 千葉県防災行政無線・消防救急無線共同整備 工事請負</p> <p>2. 契約の相手方 千葉県美浜区中瀬2丁目6番地 日本電気株式会社 千葉支店 支店長 奥 脇 三千夫</p> <p>3. 契約金額 12億9,045万円</p>	

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第16号	<p>契約の締結について</p> <p>1. 契約事項 江戸川第二終末処理場自家発電設備工事請負</p> <p>2. 契約の相手方 東京都港区海岸1丁目16番1号 株式会社安川電機 東京支社 取締役東京支社長 後藤英樹</p> <p>3. 契約金額 12億9,622万5,000円</p>	

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第17号	<p>契約の締結について</p> <p>1. 契約事項 (仮称) 千葉県立千葉ニュータウン地区高等学校校舎建築工事請負</p> <p>2. 契約の相手方 古谷・広島特定建設工事共同企業体 代表者 山武郡横芝光町栗山3195番地1 古谷建設株式会社 代表取締役 古 谷 務</p> <p>柏市豊四季1004番地 広島建設株式会社 代表取締役 島 田 秀 貴</p> <p>3. 契約金額 11億1,300万円</p>	
議案第18号	<p>契約の締結について</p> <p>1. 契約事項 (仮称) 千葉県立千葉ニュータウン地区高等学校屋内運動場建築工事請負</p> <p>2. 契約の相手方 山武郡横芝光町木戸10110番地 株式会社畔蒜工務店 代表取締役 畔 蒜 毅</p> <p>3. 契約金額 5億4,915万円</p>	

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第19号	<p>千葉県土地開発公社の定款の一部変更について</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正(平成18年6月2日公布)等に伴い、定款の一部変更を行うことから、同法第14条第2項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>《変更内容》</p> <p>1. 千葉県土地開発公社定款第7条に規定する監事の職務について、根拠条文に変更が生じたため改正する</p> <p>(改正前) 民法第59条</p> <p>(改正後) 公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項</p> <p>2. その他所要の規定の整備を行う</p>	<p>法律の改正等に伴う定款変更</p>

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考				
議案第20号	<p>千葉県道路公社の定款の一部変更について</p> <p style="text-align: center;">まつどばし</p> <p>千葉県道路公社が管理している松戸橋有料道路の料金徴収期間の満了（平成20年10月25日）に伴い、定款の一部変更を行うことから、地方道路公社法第5条第6項の規定により議会の議決に付すもの</p> <p>《変更内容》</p> <p>千葉県道路公社定款第15条に規定する料金徴収路線から、以下の路線を削除する</p> <table border="1" data-bbox="399 728 1085 907"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>管理の区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道松戸三郷線</td> <td>千葉県松戸市古ヶ崎から 埼玉県三郷市鎌倉まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	管理の区間	県道松戸三郷線	千葉県松戸市古ヶ崎から 埼玉県三郷市鎌倉まで	事業計画の変更に伴う定款変更
路線名	管理の区間					
県道松戸三郷線	千葉県松戸市古ヶ崎から 埼玉県三郷市鎌倉まで					

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第21号	<p>千葉県及び千葉県市町村総合事務組合との間の消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について</p> <p>消防救急無線設備の整備等の事務の委託に関する規約の制定の協議について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決に付すもの</p> <p>《規約の概要》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組合は、消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務を県に委託する 2. 委託事務の管理及び執行に要する経費は、組合の負担とする 	事務の委託に関する規約の制定の協議

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第22号	<p>和解について</p> <p>1. 和解の相手方 茨城県古河市東牛谷1200番地1 ヤマニ屋物流サービス株式会社 代表取締役 相 良 利 夫</p> <p>2. 和解の概要 (1) ヤマニ屋物流サービス株式会社は県に対し、和解金として、2,860,000円を支払う (2) 県は、ヤマニ屋物流サービス株式会社に対し、今後一切の請求を行わない</p>	<p>交通事故に伴う物損事故に係る和解</p>

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第23号	<p>調停について</p> <p>平成19年5月30日、県が申し立てた調停において、東京地方裁判所が提示した調停案に応じることについて、議会の議決に付すもの</p> <p>1. 事件名 損害賠償債務弁済調停申立事件 (東京地方裁判所平成19年(ノ)第19号)</p> <p>2. 調停の相手方 市川市塩浜1丁目17番の3 市川市行徳漁業協同組合 代表理事 石井洋祐 千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県信用漁業協同組合連合会 代表理事 堀井康司</p> <p>3. 調停案の概要 (1) 県は、市川市行徳漁業協同組合に対し、市川二期地区埋立計画の遅延・中止及び三番瀬海域で実施した埋立事業等により生じた損害の支払義務について認める (2) 市川市行徳漁業協同組合は、千葉県信用漁業協同組合連合会に対し、転業準備資金の融資に係る借入金及び利息の支払義務について認める (3) 各当事者は、上記(1)及び(2)に定める支払義務のほか、転業準備資金の実行、利息の返済及び埋立事業により生じた損害等に関し、一切の債権債務がないことを相互に確認する</p>	<p>三番瀬海域における漁業補償に係る調停案の受け入れ</p>

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (その他)

議案番号	案 件 名	備 考
議案第24号	<p>調停について</p> <p>平成19年5月30日、県が申し立てた調停において、東京地方裁判所が提示した調停案に応じることについて、議会の議決に付すもの</p> <p>1. 事件名 損害賠償債務弁済調停申立事件 (東京地方裁判所平成19年(ノ)第20号)</p> <p>2. 調停の相手方 市川市欠真間1丁目12番21号 南行徳漁業協同組合 代表理事 榎本 保</p> <p>3. 概 要 (1) 県は、南行徳漁業協同組合に対し、三番瀬海域で実施した埋立事業等に伴い生じた損害の支払義務について認める (2) 県及び南行徳漁業協同組合は、上記(1)のほか、三番瀬海域の埋立等により生じた損害に関し、一切の債権債務がないことを相互に確認する</p>	<p>三番瀬海域における漁業補償に係る調停案の受け入れ</p>

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (報告)

議案番号	案 件 名	備 考
報告第1号	専決処分の報告について 損害賠償額 8,075,726円 (32件) (内 容) 交通事故 6,052,844円 (24件) 管理瑕疵等 2,022,882円 (8件)	交通事故等による損害賠償に係る専決処分の報告
報告第2号	専決処分の報告について 請求金額 3,727,700円 (9件)	県営住宅明渡し請求並びに家賃等支払請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表 (報告)

議案番号	案 件 名	備 考
報告第3号	<p>健全化判断比率について</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するもの</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告</p>
報告第4号	<p>資金不足比率について</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するもの</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告</p>

平成20年9月 定例県議会 提出予定案件表

議案番号	案 件 名	備 考
	<p>決算認定について</p> <p>平成19年度千葉県一般会計歳入歳出決算及び平成19年度千葉県特別会計県債管理事業ほか22特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて認定に付すもの</p>	